

コミュニティ・ドライブ・シェア推進補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、コミュニティ・ドライブ・シェア推進補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において次に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) NPO等 道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第49条に規定する特定非営利活動法人等をいう。
- (2) 交通事業者 道路運送法（昭和26年法律第183号）第9条第1項に規定する一般乗合旅客自動車運送事業者及び同法第9条の3第1項に規定する一般乗用旅客自動車運送事業者をいう。
- (3) 自家用有償旅客運送 道路運送法第78条第2号に規定する自家用有償旅客運送のうち、道路運送法施行規則第49条第1号に規定する交通空白地有償運送をいう。
- (4) NPO等自家用有償旅客運送 NPO等による自家用有償旅客運送（次号に掲げるものを除く。）をいう。
- (5) 協働型自家用有償旅客運送 自家用有償旅客運送のうち、自家用車の運行を地域の住民が行うものであって、かつ、その運行管理等について、交通事業者その他の事業者（以下「交通事業者等」という。）が協力するものをいう。
- (6) AI オンデマンド乗合交通システム 配車予約と車両位置を基にAIがリアルタイムで最適な運行ルートを決し、乗合交通の効率性を高めるシステムをいう。
- (7) マイクロモビリティ 自動車よりコンパクトで機動性が高く地域の手軽な移動手段となる1人または2人乗り程度の車両をいう。

(本補助金の種類及び目的)

第3条 本補助金は、地域住民に必要な生活交通を確保するため、予算の範囲内で、次の各号に掲げる補助金を交付するものとする。

(1) 交通事業者等と住民ドライバーとの協働型

協働型自家用有償旅客運送の円滑な導入及び維持を図ることを目的として交付する。補助事業の区分及び内容は次のとおりとする。

- ア 住民ドライバー確保事業 協働型自家用有償旅客運送を行うために必要な住民ドライバーを確保する事業
- イ 運行事業 協働型自家用有償旅客運送を行う事業
- ウ 車両購入事業 協働型自家用有償旅客運送を行うために必要な車両を購入する事業
- エ 運行効率化等事業 AI オンデマンド乗合交通のシステムや貨客混載などの仕組みを導入し、運行の効率性及び利用者の利便性又は持続可能性を従来より高める事業
- オ 運行管理等支援事業 遠隔点呼システムの導入等により、交通事業者等による運行管理等を促進する事業

(2) 住民共助型

NPO等自家用有償旅客運送の円滑な導入及び維持を図ることを目的として交付する。補助事業の区分及び内容は次のとおりとする。

- ア 運行事業 NPO等自家用有償旅客運送を行う事業

- イ 車両購入事業 NPO等自家用有償旅客運送を行うために必要な車両を購入する事業
- ウ 運行効率化等事業 AIオンデマンド乗合交通システムや貨客混載などの仕組みを導入し、運行の効率性及び利用者の利便性又は持続可能性を従来より高める事業をいう。

(3) 市町村主体型

単独市町村(平成18年3月31日現在の市町村の区域とする。)内の路線又は区域で運行される乗合バス、乗合タクシー及び市町村による自家用有償旅客運送(無償運行を除く。以下「市町村内バス等運送」という。)の円滑な導入及び維持を目的として交付する。補助事業の区分及び内容は次のとおりとする。

ア 運行事業 市町村内バス等運送を行う事業

イ 車両購入事業 市町村内バス等運送を行うために必要な車両を購入する事業

ウ マイクロモビリティ導入事業 住民のラストワンマイルをマイクロモビリティで支援する事業

エ 運行効率化等事業 AIオンデマンド乗合交通システムや貨客混載などの仕組みを導入し、運行の効率性及び利用者の利便性又は持続可能性を従来より高める事業をいう。

オ 乗用タクシー助成事業 交通空白地において、乗用タクシーの運賃の低廉化を行う事業

(4) 事業者無償運送活用型

交通空白地において、地域にある車両資源を有効に活用し、移動サービスを補完することを目的として交付する。

(5) 交通事業者主導型

交通事業者の旅客運送の供給力の確保又は向上を目的として交付する。

(補助金の交付)

第4条 本補助金の事業区分、補助事業者、補助対象経費、補助率及び補助対象年限等は、それぞれ別表1から別表5までの第1欄から第5欄のとおりとする。

2 本補助金の額は、別表1から別表5までの第3欄に掲げる経費(以下「補助対象経費」という。)の額(仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。)を除く。)に、同表の第4欄に定める率(以下「補助率」という。)を乗じて得た額以下とする。

3 本補助金の補助限度額は、別表6のとおりとする。

4 別表1から別表3までの運行事業の補助対象経費に係る運行費用及び運行収入に含まれる項目は、別表7のとおりとする。

5 なお、鳥取県産業振興条例(平成23年鳥取県条例第68号)の趣旨を踏まえ、補助事業の実施に当たっては、県内事業者への発注に努めなければならない。

(補助対象期間)

第5条 本補助金の補助対象期間は、補助金の交付を受けようとする会計年度の3月31日を末日とする1年間とする。ただし、第3条第3号アに規定する補助事業その他要領で定める事業の補助対象期間は、補助金の交付を受けようとする会計年度の9月30日を末日とする1年間とする。

(交付申請書類に添付する書類)

第6条 規則第5条第1号、第2号及び3号に掲げる書類は、要領で定めるとおりとする。

(交付申請の時期)

第7条 本補助金の交付申請は、補助事業に着手する日の20日前まで（前年度に引き続き、当該補助金を受けて補助事業を行う場合又は新たに4月中に補助事業を開始する場合は、着手後30日以内）に行わなければならない。ただし、次に掲げる事業に係る補助金の交付申請は、当該各号に定める期限までに行わなければならない。

- (1) 第3条第3号アに掲げる補助事業 補助金の交付を受けようとする会計年度の国からの東中国ブロック単価の通知があった後、速やかに
- (2) 第3条第3号オに掲げる補助事業 補助金の交付を受けようとする会計年度の3月10日まで
- (3) その他要領で定める事業 要領で定めるとおり

2 本補助金の交付を受けようとする者は、当該者が免税事業者、簡易課税事業者、特定収入割合が5パーセントを超えている公益法人等（消費税法別表第三に掲げる法人及び同法第2条第7項に規定する人格のない社団等）若しくは地方公共団体であるとき、又は仕入控除税額が明らかでないときは、第4条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額（以下「仕入控除税額を含む額」という。）の範囲内で交付申請をすることができる。

（交付決定の時期等）

第8条 本補助金の交付決定は、原則として交付申請を受けた日から20日以内（第3条第1号及び第3号に規定する補助金にあつては、交付申請を受けた日から30日以内）に行うものとする。

- 2 前項の交付決定通知は、要領で定めるものとする。
- 3 知事は、前条第2項の規定による申請を受けたときは、第4条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額（変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。）から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

（間接交付の条件）

第9条 本補助金の交付を受ける者（以下「補助事業者」という。）は、間接補助金を交付するときは、その交付を受ける者（以下「間接補助事業者」という。）に対し、次の表の左欄に掲げる規則の規定（これらの規定中同表の中欄に掲げる字句を同表の右欄に掲げる字句に、それぞれ読み替えたものとする。）に準じた内容の条件を付さなければならない。

第12条（第4項を除く。）、 第13条、第14条、第16条 第2項後段、第17条、第25 条及び第26条	補助事業者等	間接補助事業者等
	交付決定	間接交付の決定
	補助事業等	間接補助事業
	様式第2号による	補助事業者が定める
	知事	補助事業者
	様式第3号による	補助事業者が定める
	対象事業	間接補助事業
	補助金等及び間接県費補助金等	間接補助金

（承認を要しない変更）

第10条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、補助事業ごとに次に掲げるもの以外の変更とする。

- (1) 補助の対象となる事業の目的及び主要内容の変更
- (2) 補助の対象となる事業の補助金の増額を伴う変更

2 第8条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

(間接的な変更等の承認)

第 11 条 補助事業者は、第 9 条の規定により付した規則第 12 条の規定に準じた内容の条件に基づき、間接補助事業について変更等の承認をしようとするときは、あらかじめ規則様式第 2 号による申請書を知事に提出して、その承認を受けなければならない。

2 第 8 条第 1 項の規定は、前項の規定による知事の承認について準用する。

3 補助事業者は、第 1 項に規定する条件に基づき、規則第 12 条第 1 項（同条第 2 項において準用する場合も含む。）の別に定める変更等を定めるに当たっては、次に掲げる変更等を定めてはならない。

(1) 間接補助事業の補助対象経費の増額に係る変更

(2) 間接補助事業の中止及び廃止

(指示等の報告)

第 12 条 補助事業者は、第 9 条の規定により付した規則第 13 条又は第 16 条第 2 項後段の規定に準じた内容の条件に基づき、間接補助事業者に対して指示をし、又は間接補助事業者から報告を受けたときは、直ちにその旨を知事に報告しなければならない。

(実績報告の時期等)

第 13 条 規則第 17 条第 1 項の規定による報告（以下「実績報告」という。）の時期は、要領で定めるものとする。

2 規則第 17 条第 1 項の報告書に添付すべき同条第 2 項第 1 号及び第 2 号に掲げる書類は、要領で定めるものとする。

3 補助事業者は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額（以下「実績報告控除税額」という。）が交付決定額に係る仕入控除税額（以下「交付決定控除税額」という。）を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。

4 補助事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額）を超えるときは、様式第 1 号により速やかに知事に報告し、その返還命令を受けて、その超える額に対応する額を県に返還しなければならない。

(補助金の額の確定)

第 14 条 本補助金の額の確定通知は、要領で定める。

(間接補助金の支払い)

第 15 条 補助事業者は、コミュニティ・ドライブ・シェア推進補助金の支払いを受けたときは、その支払いを受けた額に応じた額の間接補助金を、遅滞なく間接補助事業者に支払わなければならない。

(財産の処分制限等)

第 16 条 規則第 25 条第 2 項ただし書の期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号。以下「耐用年数省令」という。）に定める耐用年数に相当する期間（同令に定めのない財産については、知事が別に定める期間）とする。

2 規則第 25 条第 2 項第 4 号の財産は、次のいずれかに該当するものとする。

(1) 取得価格又は効用の増加価格が 50 万円以上の機械及び器具

(2) その他交付目的を達成するため処分を制限する必要があるものとして知事が別に定めるもの

3 規則第 25 条第 2 項の承認は、原則として、申請を受けた日から 30 日以内に行うものとする。

(間接的な財産処分の承認)

第 17 条 補助事業者は、第 9 条の規定により付した規則第 25 条第 2 項の規定に準じた内容の条件に基づき、財産の処分の承認をしようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

2 第 8 条第 1 項の規定は、前項の規定による知事の承認について準用する。

3 補助事業者は、第 1 項に規定する条件に基づき、規則第 25 条第 2 項ただし書の期間を定めるに当たっては、耐用年数省令に定める耐用年数に相当する期間より短い期間を定めてはならない。

4 補助事業者は、第 1 項に規定する条件に基づき、規則第 25 条第 2 項第 4 号の財産を定めるに当たっては、次に掲げる財産を定めなければならない。ただし、当該財産以外の財産を定めることを妨げない。

(1) 取得価格又は効用の増加価格が 50 万円以上の機械及び器具

(2) その他交付目的を達成するため処分を制限する必要があるものとして知事が別に定めるもの

(雑則)

第 18 条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、輝く鳥取創造本部長が要領で定める。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この要綱（以下「新要綱」という。）は、令和 6 年 1 月 18 日から施行する。

(新たな地域交通体系構築支援補助金交付要綱の廃止)

第 2 条 新たな地域交通体系構築支援補助金交付要綱（令和 2 年 3 月 31 日鳥取県地域づくり推進部長通知。以下「旧要綱」という。）は、令和 6 年 2 月 4 日をもって廃止する。

(経過措置)

第 3 条 旧要綱による交付決定を受けている補助金の交付については、なお従前の例による。

2 旧要綱の規定に基づき実施した補助事業であって、補助対象年限等が定められているものを新要綱の相当する事業区分で引き続き実施する場合の補助対象年限については、旧要綱に基づく年数と新要綱に基づく年数を通算することとする。

3 前各項に定めるもののほか、旧要綱に基づき実施した事業を継続して行う場合の新要綱に基づく事業との対応関係は、要領で定める。

(令和 5 年度事業に係る特例)

第 4 条 令和 5 年度事業における交通事業者等と住民ドライバーとの協働型（住民ドライバー確保事業に限る。）は、令和 5 年 4 月 1 日以降に新たに運転業務に従事する住民に対して支給する別表 1 の第 3 欄に掲げる補助対象経費を対象に交付する。

2 前項の補助金の交付申請は、第 7 条の規定にかかわらず、令和 6 年 1 月 26 日までに行わなければならない。

3 令和 5 年度事業における交通事業者主導型は、令和 5 年 4 月 1 日以降のドライバーの雇い入れに係る二種免許取得費用等に係る補助対象経費を対象に交付する。

4 前項の補助金の交付申請は、第 7 条の規定にかかわらず、令和 6 年 1 月 26 日までに行わなければならない。

らない。

別表1 交通事業者等と住民ドライバーとの協働型関係

1 事業 区分	2 補助事業者	3 補助対象経費等	4 補助率等	5 補助対象年限等
住民ドライバー確保事業	協働型自家用有償旅客運送を行うNPO等に補助又は自ら協働型自家用有償旅客運送を行う市町村	運転業務に従事する住民を確保するため支給する奨励金、支度金及び住民の自家用車の車両整備に要する費用（安全装置の設置費及び保険料等を含む。）のうち、市町村が補助又は負担した額	奨励金等は新規 2.5万円/人 継続 5千円/人 車両整備は、 1/2	—
運行事業		協働型自家用有償旅客運送に係る運行費用（無償の試験運行に係る費用を含む。）から運行収入（実費相当費用の収入を含む。）を除いた額のうち、市町村が補助又は負担した額	1/2	無償の試験運行については、当該試験運行の開始日から起算して3年を経過する日までとする。
車両購入事業		協働型自家用有償旅客運送に用いる車両（登録諸経費、当該運送の円滑な運行の確保のため、必要と認められる付属品（冬用タイヤ、車体表示、運賃箱等）を含む。）の購入費に対して、市町村が補助又は負担した額	1/3 （市町村が運行主体の場合） 又は 1/2 （NPO等が運行主体の場合）	—
運行効率化等事業		協働型自家用有償旅客運送の効率性及び利用者の利便性又は持続可能性を高める運送サービスシステムの導入検討費、導入費及び運営費のうち、市町村が補助又は負担した額	1/2	システムの運営費については、システムを導入した日から起算して3年を経過する日までとする。
運行管理等支援事業		遠隔点呼の機器・システム等住民ドライバーの運行管理等を行うために必要な経費に対して、市町村が補助又は負担した額	1/2	—

注)「運行費用」及び「運行収入」は、それぞれ旅客自動車運送事業等報告規則第二表に規定する「運送収入」及び「運送費用」の区分に基づくものとし、その対象となる科目の考え方については別表7によるものとする。また、第2条各号に定める他の補助金の補助対象経費の算定に用いた運行経費及び運行収入は除くものとする。（別表3において同じ。）

別表2 住民共助型

1 事業 区分	2 補助事業者	3 補助対象経費等	4 補助率等	5 補助対象年限等
---------------	------------	--------------	-----------	--------------

運行事業	NPO 等自家用有償旅客運送を行う NPO 等に補助する市町村	NPO 等自家用有償旅客運送の補助対象路線又は区域ごと（路線又は区域ごとの決算が困難な場合は、運行する路線又は区域全体とする。）に、営業費用（無償の試験運行に係る費用を含む。）から営業収益（実費相当費用の収入を含む。）を除いた額の合計額のうち、市町村が補助又は負担した額。ただし、補助対象路線又は区域ごとの営業費用の 8/10（無償の試験運行時は 10/10）を限度とする	1 / 2	無償の試験運行については、当該試験運行の開始日から起算して 3 年を経過する日までとする。
車両購入事業		NPO 等自家用有償旅客運送に用いる車両（登録諸経費、当該運送の円滑な運行の確保のため、必要と認められる付属品（冬用タイヤ、車体表示、運賃箱等）を含む。）の購入費に対して、市町村が補助又は負担した額	1 / 2	—
運行効率化等事業		NPO 等自家用有償旅客運送の効率性及び利用者の利便性又は持続可能性を高める運送サービスシステムの導入検討費、導入費及び運営費のうち、市町村が補助又は負担した額	1 / 2	システムの運営費については、システムを導入した日から起算して 3 年を経過する日までとする。

注)「営業費用」及び「営業収益」は、それぞれ旅客自動車運送事業等報告規則第二表に規定する「運送収入」及び「運送費用」の区分に基づくものとし、その対象となる科目の考え方については別表 7 によるものとする。また、第 2 条各号に定める他の補助金の補助対象経費の算定に用いた運行経費及び運行収入は除くものとする。

別表 3 市町村主体型

1 事業区分	2 補助事業者	3 補助対象経費等	4 補助率等	5 補助対象年限等
運行事業	市町村内バス等運送を行う事業者に補助又は自ら市町村内バス等運送を行う市町村	補助対象期間内に、単独市町村内の路線又は区域運行のために当該市町村が補助又は負担した経費のうち、次により算出して得られた額の合計が、前年度の当該市町村の市町村税（普通税（調定額（現年分））の 0.5 パーセントに相当する額を超過している場合、その超過額 （1）市町村が乗合バス事業者に補助を行う場合 補助対象経常費用から、当該補助対象系統の経常収益を差し引いた運行赤字額（「地域キロ当たり標準	1 / 2	無償の試験運行については、当該試験運行の開始日から起算して 3 年を経過する日までとする。

		<p>経常費用」より「乗合バス事業者キロ当たり経常費用」が少ない場合は、その差額の1割を「乗合バス事業者キロ当たり経常費用」に加えた額を「乗合バス事業者キロ当たり経常費用」として算出した額で、系統ごとの補助対象経常費用の6/10を上限とする。)のうち、市町村が補助する額</p> <p>(2) その他 運行費用(無償の試験運行に係る費用を含む。)から運行収入(実費相当費用の収入を含む。)を除いた額のうち、市町村が負担する額 ただし、系統ごとの運行費用の6/10(市町村が自ら市町村内バス等運送を行う場合にあっては7/10(無償の試験運行時は10/10))を上限とする。</p>		
車両購入事業		<p>以下の要件のいずれかに該当する車両(車両本体及び運行事業の目的に合致する附属品を含む。以下同じ。)の購入費に対して市町村が補助又は負担した額</p> <p>(1) 運行事業の補助対象系統の増便、路線新設・延伸に伴い増備する車両</p> <p>(2) 当該市町村内の路線を3年以上運行し、かつ、原則車齢10年以上又は走行距離10万キロメートル以上となった車両の代替車両</p>	1/3	—
マイクロモビリティ導入事業		<p>自家用有償旅客運送又は乗合バス、乗合タクシー若しくは乗用タクシーと連携するマイクロモビリティの導入検討費、導入費(車両購入費は除く。)及び運営費のうち、市町村が補助又は負担した額</p>	1/2	マイクロモビリティを導入した日から起算して3年を経過する日までとする。
運行効率化等事業		<p>市町村内バス等運送の効率性及び利用者の利便性又は持続可能性を高める運送サービスシステムの導入検討費、導入費及び運営費のうち、市町村が補助し、又は負担した額</p>	1/2	システムの運営費については、システムを導入した日から起算して3年を経過する日までとする。
乗用タクシー助成事業	次に掲げる者にタクシー利用助成を行う市町村((3)に掲げる者)にあっては、相乗りの場合	<p>市町村が負担した次の経費の合計額</p> <p>(1) 次の①又は②のいずれかの額</p> <p>①小規模高齢化集落等高齢者等に</p>	1/2	—

	<p>に運賃の低廉化を上乗せする場合に限る。)を実施する市町村</p> <p>(1)小規模高齢化集落等に居住する75歳以上の者、障がい者又は要介護者若しくは要支援者(以下「小規模高齢化集落等高齢者等」という。)</p> <p>(2)廃止されたバスの路線(定時定路線に限る。)の沿線集落(地域公共交通会議で認められた集落に限る。)の住民(以下「廃止路線沿線住民」という。)</p> <p>(3)その他市町村がタクシー利用助成の対象としている者(以下「市町村対象者」という。)</p>	<p>対する乗用タクシー助成額((3)に相当する額を除く。)</p> <p>②次の式により計算した額 (市町村が負担したタクシー助成額-A)×B/C</p> <p>※A=(3)に相当する額。 ※B=市町村がタクシー助成の対象者として交付申請時点で登録している者のうち、小規模高齢化集落等高齢者等の数 ※C=市町村がタクシー助成の対象者として交付申請時点で登録している者の数</p> <p>(2)廃止に伴い、廃止路線沿線住民に新たに支出し、又は増額した乗用タクシー助成額(当該廃止に伴い、新たに支出し、又は増額した日から起算して1年を経過する日までに限る。)</p> <p>(3)市町村対象者が利用したタクシーの運賃の割引額のうち、相乗りにより上乗せされた額</p>		
--	--	--	--	--

注)

- (1)「小規模高齢化集落等」とは、高齢化率(集落等の総人口に占める65歳以上人口の割合をいう。以下同じ。)が50%以上かつ世帯数が20戸未満の集落(小規模高齢化集落)又は高齢化率が40%以上かつ世帯数が30戸未満の集落(小規模高齢化集落に準じる集落)をいう。当該集落の単位は国勢調査の「字・丁目名」の単位を原則とする。ただし、国勢調査の「字・丁目名」の単位とそれに対応する市町村の住民基本台帳の単位の範囲、名称が異なる等、前者の単位が把握できない場合には、後者の単位によるものとする。また、小規模高齢化集落等に該当するか否かは交付申請を行う日が属する年度の前年度の2月1日時点の高齢化率及び世帯数で判定するものとする。
- (2)「地域公共交通会議」とは、道路運送法施行規則第4条第2項に規定する地域公共交通会議をいう。
- (3)「障がい者」とは、身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付対象者をいう。
- (4)「要介護者」とは、介護保険法(平成9年法律第123号)第19条第1項に規定する要介護認定を受けた者をいう。また、「要支援者」とは、同条第2項に規定する要支援認定を受けた者をいう。
- (5)「相乗り」とは、乗客2人以上で乗用タクシーを利用することをいう。

別表4 事業者無償運送活用型

1 事業 区分	2 補助事業者	3 補助対象経費等	4 補助率等	5 補助対象年限等
送迎車両空席等利用事業	自動車学校等の交通事業者以外の者が運行する送迎車両の空席(以下「送迎空席」という。)	自動車学校等の交通事業者以外の者が運行する送迎車両の運行実態調査費並びに送迎空席を活用した無償での旅客輸送の利用者に係る傷害保険料及び空き車両を活用し	1/2	—

	又は当該者の車両（以下「空き車両」という。）を活用した無償での旅客輸送（公共交通の役割を果たすものとして地域公共交通会議で認められたものに限る。）を補助又は自ら行う市町村	た無償での旅客輸送に係る自動車保険料及び燃料費のうち、市町村が補助又は負担した額		
--	---	--	--	--

注) 事業の実施について交通事業者及び鳥取運輸支局との調整が図られているもの限り対象とする。

別表5 交通事業者主導型

1 事業 区分	2 補助事業者	3 補助対象経費等	4 補助率等	5 補助対象年限等
ドライ バー確 保事業	一般社団法人鳥取 県バス協会	(1) バス事業者のドライバーの二種免許取得費用、求人広告、健康診断、研修等に要する費用に対して協会が補助する費用（ただし、要する費用の2/3を上限とし、1人当たりの金額の上限を500千円とする。）	10/10	—
		(2) バスドライバーの求人イベントの開催、出展など主に県外からのドライバー確保に要する費用	2/3	
	一般社団法人鳥取 県ハイヤータクシ ー協会	(1) タクシー事業者のドライバーの二種免許取得費用、健康診断、求人広告、研修等に要する費用に対して協会が補助する費用（ただし、要する費用の2/3を上限とし、1人当たりの金額の上限を400千円とする。）	10/10	—
		(2) タクシードライバーの求人イベントの開催、出展など主に県外からのドライバー確保に要する費用、人材定着に向けたセミナー等の開催に要する経費、タクシー事業者等の人材確保に係る経営力向上に関するセミナー開催に要する経費	2/3	

注) 委託費は県内事業者が実施したものに限る。ただし、やむを得ない事情で県内事業者への発注が困難と県が認めた場合については、この限りでない。

別表6

区分	補助限度額
交通事業者等と住民ドライバーとの協働型、住民共助型、市町村主体型及び事業者無償運送活用型の合計額 (車両購入事業に係る補助金を除く)	1市町村あたり70,000千円。 ただし、市町村主体型の運行事業は1市町村あたり50,000千円(上記70,000千円の内数)を上限とする。 また、交通事業者等と住民ドライバーとの協働型の運行効率化等事業を実施する場合は、5,000千円を加算する。
車両購入事業に係る補助金	定員11名以上の車両：1台あたり5,000千円 定員10名以下の車両：1台あたり1,000千円

別表 7

1 市町村が委託し、又は補助する場合に、その委託料・補助金を構成する経費

2 市町村が直接運行する場合に要する経費

区 分		内 容	例	
運行収入	運送収入	定期・定期外収入を含めた運送収入実績額	—	
	運送雑収	広告等の諸収入実績額	—	
運行費用等	人件費	運行事業に従事する運転手、又は乗車予約対応や運行管理等主に運行事業や共助交通組織が実施する運行事業の支援に従事する事務職員（市町村が直接運行する場合にあっては、非常勤事務職員に限る。）の人件費	給与、手当、賞与、退職金、厚生福利費	
	燃料油脂費	運行事業に要する燃料・油脂費	軽油費、LP ガス費、油脂費など	
	修繕費	運行事業用車両及びバス停等の修繕に要する費用	車両修繕費、バス停等運行事業に係る施設の修繕費	
	保険料	運行事業に要する保険料	自動車損害賠償保険料など	
	施設使用料	運行事業に要する施設等の使用料	事務所・バス待機所等借地・使用料など	
	自動車リース料	運行事業用車両及びその附属品に関するリース料	メンテナンスリースの場合の整備料を含む	
	施設賦課税	運行事業用固定資産に関する租税	自動車重量税、自動車税など	
	その他の経費	<p>運行事業に要する経費で上記科目に属さないもの</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; vertical-align: top;"> <p>自家用有償旅客運送 (例)</p> </td> <td style="vertical-align: top;"> <ul style="list-style-type: none"> ・ 広報用印刷費 ・ 光熱水費（洗車水道代、車庫電気代） ・ 役務費（通信運搬費、車検手数料等） ・ 消耗品・備品費（タイヤ等の消耗品、アルコール検知器、貨物輸送に係る運搬資材（可動式カーゴ、スロープ等）、冷凍・冷蔵設備、備品類、車両改造費 ・ 住民へのドライバー従事に係る奨励金、支度金等 ・ 運行委託料 ・ 運行管理用の通信機器等（電話機、パソコン、スマホ、タブレット、遠隔点呼機器等） ・ 通信費（運行管理用電話料金等） ・ 配車管理システム、キャッシュレス決済システム（交通系 IC カードを除く）導入・運営費 ・ 資格取得費（運行管理者、運転手） ・ 運転手研修費 ・ 貨物賠償責任保険料 ・ 各種調査費（運行実態調査、住民意向調査等） ・ 検討会開催費（会議資料作成、専門家コンサル料等） ・ 法人設立登記費 ・ 事務所賃借費等 </td> </tr> </table>	<p>自家用有償旅客運送 (例)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広報用印刷費 ・ 光熱水費（洗車水道代、車庫電気代） ・ 役務費（通信運搬費、車検手数料等） ・ 消耗品・備品費（タイヤ等の消耗品、アルコール検知器、貨物輸送に係る運搬資材（可動式カーゴ、スロープ等）、冷凍・冷蔵設備、備品類、車両改造費 ・ 住民へのドライバー従事に係る奨励金、支度金等 ・ 運行委託料 ・ 運行管理用の通信機器等（電話機、パソコン、スマホ、タブレット、遠隔点呼機器等） ・ 通信費（運行管理用電話料金等） ・ 配車管理システム、キャッシュレス決済システム（交通系 IC カードを除く）導入・運営費 ・ 資格取得費（運行管理者、運転手） ・ 運転手研修費 ・ 貨物賠償責任保険料 ・ 各種調査費（運行実態調査、住民意向調査等） ・ 検討会開催費（会議資料作成、専門家コンサル料等） ・ 法人設立登記費 ・ 事務所賃借費等
<p>自家用有償旅客運送 (例)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広報用印刷費 ・ 光熱水費（洗車水道代、車庫電気代） ・ 役務費（通信運搬費、車検手数料等） ・ 消耗品・備品費（タイヤ等の消耗品、アルコール検知器、貨物輸送に係る運搬資材（可動式カーゴ、スロープ等）、冷凍・冷蔵設備、備品類、車両改造費 ・ 住民へのドライバー従事に係る奨励金、支度金等 ・ 運行委託料 ・ 運行管理用の通信機器等（電話機、パソコン、スマホ、タブレット、遠隔点呼機器等） ・ 通信費（運行管理用電話料金等） ・ 配車管理システム、キャッシュレス決済システム（交通系 IC カードを除く）導入・運営費 ・ 資格取得費（運行管理者、運転手） ・ 運転手研修費 ・ 貨物賠償責任保険料 ・ 各種調査費（運行実態調査、住民意向調査等） ・ 検討会開催費（会議資料作成、専門家コンサル料等） ・ 法人設立登記費 ・ 事務所賃借費等 			

注)

(1) 「人件費」のうち事務職員については、運行事業に係る業務を対象とし、年間作業時間数によって他業務との配分を明確にして計上するものとする。無償の試験運行期間中の人件費への補助については、道路運送法上人件費に該当しないと取り扱われているものを除き対象外とする。

(2) 「その他の経費」は、運行事業に要したものに限り、補助事業者において一定の基準の根拠により他の事業と区別されるなど、補助対象経費としての確認が可能なもののみを対象とする。

(3) 委託費は県内事業者が実施したものに限り、ただし、やむを得ない事情で県内事業者への発注が困難と県が認めた場合については、この限りでない。

鳥取県知事 様

所在地
団体名
代表者名

印

年度コミュニティ・ドライブ・シェア推進補助金仕入控除税額確定報告書

年 月 日付第 号により交付決定のあったコミュニティ・ドライブ・シェア推進補助金の消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について、次のとおり報告します。

記

- | | | |
|------------------------------------|---|---|
| 1 交付された補助金等の額の確定額 | 金 | 円 |
| 2 消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額 | 金 | 円 |
| 3 補助金の額の確定までに減額した仕入控除税額 | 金 | 円 |
| 4 補助金返還額（2から3の額を差し引いた額） | 金 | 円 |
- 5 添付書類
- (1) 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の積算方法や積算内訳等を記載した書類
 - (2) 課税期間分の消費税及び地方消費税の確定申告書（写し）
 - (3) 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算書（写し）

様式第1号 別紙（第13条関係）

消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の計算方法や積算の内訳等を記載した書類

- 1 法人名
- 2 法人住所
- 3 代表者職氏名
- 4 補助事業名 鳥取県〇〇補助金
- 5 補助金額 円
- 6 当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額 円
- 7 6の計算方法や積算の内訳

(1) 補助対象経費（補助金の使途）の内訳

区	分	課税仕入れ			非課税仕入れ	合計
		課税売上対 応分	非課税売上 対応分	共通対 応分		
経 費 の 内 訳	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇
	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇
	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇

- (2) 課税売上割合 %
- (3) 補助金に係る仕入控除税額の計算方法